

第百二十回国 参議院 文教委員会 會議録 第一号

平成二年十二月十八日(火曜日) 午後二時開会

委員氏名

- 委員長 下稲葉耕吉君
- 理事 石井 道子君
- 理事 柳川 覺治君
- 理事 粕谷 照美君
- 理事 小林 正君
- 理事 井上 裕君
- 理事 木宮 和彦君
- 理事 世耕 政隆君
- 理事 田沢 智治君
- 理事 仲川 幸男君
- 理事 森山 眞弓君
- 理事 会田 長栄君
- 理事 西岡瑠璃子君
- 理事 森 暢子君
- 理事 山本 正和君
- 理事 針生 雄吉君
- 理事 高崎 裕子君
- 理事 笹野 貞子君
- 理事 小西 博行君

- 委員の異動
- 十二月十七日 真島 一男君
- 選任

出席者は左のとおり。  
委員長 下稲葉耕吉君  
理事 石井 道子君  
柳川 覺治君  
粕谷 照美君  
小林 正君

委員

- 井上 裕君
- 木宮 和彦君
- 世耕 政隆君
- 田沢 智治君
- 仲川 幸男君
- 真島 一男君
- 森山 眞弓君
- 会田 長栄君
- 西岡瑠璃子君
- 森 暢子君
- 山本 正和君
- 針生 雄吉君
- 高崎 裕子君
- 笹野 貞子君
- 小西 博行君
- 保利 耕輔君
- 弘直君
- 野崎 弘君
- 遠山 敦子君
- 菊池 守君
- 文部大臣 保利 耕輔君
- 政府委員 文部大臣官房長 坂元 弘直君  
文部省体育局長 野崎 弘君  
文化庁次長 遠山 敦子君
- 事務局側 常任委員会専門員 菊池 守君

本日の会議に付した案件  
○国政調査に関する件

○日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいまから文教委員会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。

本委員会は委員が一名欠員となっておりますが、昨十七日、真島一男君が委員に選任されました。(拍手)

○委員長(下稲葉耕吉君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。  
本委員会は、今期国会におきましても、教育、文化及び学術に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。保利文部大臣。

○国務大臣(保利耕輔君) このたび、政府から提出いたしました日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

スポーツは、国民の心身の健全な発展に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものであり、その一層の振興が強く求められているところであります。

特に、国際的な競技大会における我が国選手の活躍を期してスポーツ団体、選手、指導者が安心して選手強化活動に打ち込めるようにするとともに、さらにそのすそ野を拡大するための施策を講じることは、国民のスポーツに対する意欲や興味を喚起し、広く我が国のスポーツの普及、振興を促進する上で大きな意義を有していると考えられます。

今回の改正は、このような観点から、我が国の

スポーツの一層の振興を図るため、日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設け、競技水準の向上等のための活動等に対し必要な援助を行うためのものであり、その内容の概要は、次のとおりであります。

第一に、センターの目的にスポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助を行うことを追加することとしたしております。

第二に、センターの業務に次の業務を追加することとしたしております。

その一は、スポーツ団体が行うスポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動、あるいは国際的または全国的な規模のスポーツの競技会、研究会または講習会の開催に対し資金の支給その他必要な援助を行うことであります。

その二は、優秀なスポーツの選手、指導者が行う競技技術の向上を図るための活動、あるいは優秀なスポーツの選手が受ける職業または実生活に必要な能力を育成するための教育に対し、資金の支給その他必要な援助を行うことであります。

その三は、国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し、資金の支給その他必要な援助を行うことであります。

第三に、センターは、援助業務に必要な経費の財源をその運用によって得るためにスポーツ振興基金を設け、政府からの出資金と政府以外の者からの出捐金をもってこれに充てるものとしたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(下種葉耕吉君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。  
○小林正君 ただいま文部大臣から提案理由の趣旨が述べられました改正案につきまして、昨年以來このことが話題になりました、なかなかずくことし十一月ごろでしたから以降、ブラウン管でしか日ごろお目にかかれない有名なスポーツ関係者の方々が国会に御要請にお見えになりました。この法律案についてのスポーツ関係各位の関心の高さといえますか、期待というものを、御要請の自身を伺いながら感じてきたところでございます。

そういう立場から考えまして、本来スポーツ行政はやっぱり政策的な問題として真正面から取り組むべき課題だというふうに思っていますけれども、これは補正予算案審議の経過の中でもいろいろ述べられましたとおり、これが補正予算という手法によって扱われるという問題については疑問を投げかけざるを得ないということをおまじ申上げておきたいと思うわけです。

昨年、芸術文化振興基金がやはり同じような好一対の手法で国立劇場法の改正案というふうな形の中で出され、今度はセンターの改正案というふうに出されているわけでありまして、こういう形でのいいのかなというふうにも思っていますところでございます。ましてや財政法第二十九条の観点から申し上げても、本来政策的な課題でありましてからこれを援用してどうという問題ではないというふうにも思っておられるわけでありまして、そうした観点から、このことについてあえてこの場で御意見を伺うということはいたしませんけれども、本来の筋ではないかということだけをおまじ申上げておきたいというふうに思います。

質問の第一番目ですけれども、まず、スポーツ振興法というものが一九六一年、昭和三十六年に制定されております。この法律を読みますと、今日問題になっておりますスポーツにかかわるさまざまな問題の根源的な課題というものが述べ

べられているというふうに思います。

まず、第一章の総則、目的のところ、第一条「この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。」そして第二項として「この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあつてはならない。」こう述べているわけでありまして、そしてこの法律の定義として、第二条「この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」、こういうふうな定義をされているわけでありまして。

このたび出されましたスポーツ振興基金を考えると、昭和三十六年、まだ世界にはこういうスポーツについての基本的な法の制定というのがされない当時、極めて先進的な形でこれが出されたということが高く評価しているわけですが、今度出されましたこの基金との関係でこの法律が全体の文脈の中でどのようなものになるのであろうかということが一つであります。

そして、この基金が設置されました以降、当然のことながらその運用に当たってはこの法の精神を踏まえて行われるべきものであるというふうなふうに思っていますけれども、そのことについてどのような御見解をお持ちか、文部大臣からお伺いしたいと思います。

○政府委員(野崎弘君) スポーツ振興法は、今先生御指摘ございましたように、第一条でスポーツの振興に関する施策の基本を明らかにしている、こういうこととございまして、私も、現在このスポーツ振興法に沿って行政を進めているわけでございます。

第三条を見ますと、「国及び地方公共団体は、スポーツの振興に關する施策の実施に当たつては、」  
「ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポ

ーツをすることができるとするが、このような諸条件の整備に努めなければならぬ」ということで、あくまでも民間のスポーツ団体や個人の自主的、主体的な活動に協力をしつつこれを奨励、援助していく、こういう基本的な立場を規定しておられるわけでございます。また、基金の運営に当たつてもこの精神に基づいて実施をしていくのが適当である、このように考えておられる次第であります。

○小林正君 スポーツ行政の基本にかかわる法律の問題でございますので、文部大臣からの御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(保利耕輔君) ただいま先生が御引用になられましたスポーツ振興法第一条の目的であります。これは例を引くのはまずうございまして、けれども、例えばベルリンでオリンピックが行われました。あのときのことが後ほどいろいろと言われております。あの大会そのものはスポーツ関係者にとつては大変立派な大会であつたし成績も非常によかつたと思つていますが、それがいろいろな目的に利用されたのではないかと、いろいろな風評があるわけでありまして、そういうような形にスポーツを使つてはいけないということをおまじ申しておるのがこの精神だろうと私は思つております。

今委員から御指摘がありましたスポーツ全般をどういうふうにかかるといふことであります。私は、スポーツはやはりその野は広く、そして頂点は高くということを目指してこの環境整備に当たらなければならぬと思つております。それで、どちらが先かという議論がありますが、その野を広くすれば頂点が高くなりますし、頂点を高く引上げれば野も自然に広がります。両方相まってございまして、どちらが先かという関係ではないような感じがいたします。したがって、私も、私どももいたしましてはその両方に力点を置いた施策を講じていかなければならない。そこで、スポーツ振興基金の運用におきましても両面を考えて運用をしていくように私どもでは考えております。

○小林正君 引き続き昭和四十七年、一九七二年に「体育・スポーツの普及振興に關する基本方針について」という保体審の答申が出されているわけですが、その基本方針について「国民が健康で文化的な生活をいとなむために、体育・スポーツを振興し、人間尊重を基盤とした健康な社会を建設することが、今後の日本の重要な課題である。」、こういうふうな述べているわけですが、時あたかも高度経済成長期を背景にした中でこうした答申が出されているわけでありまして。

こうした基本認識というのは、いざいざこのスポーツ振興法という法律の趣旨とあわせて読んでいただければ、日本のスポーツ行政というものがこの方向で進められていけば大変素晴らしい開花をしたであろうということが想像されますが、基本的な認識としては今文部大臣が申されました野を広げる、つまりスポーツ・フォア・オール、国民皆スポーツというふうな考え方の方がよろしいんではないか。あるいは今どきの言葉で言えば生涯スポーツという言い方にならうかと思つて、競技スポーツに私はどうも傾斜しているのではないかと、臨教審以降の答申等を考えてみますと、競技という気がしてならないわけでありまして。そしてその中から出てくるのは、全般的な社会体育の発展という観点よりはむしろ学校と企業というものが突出した形で日本のスポーツというものが印象づけられるような実態というものが出てきているのではないかと。生涯スポーツという観点に立つたときには、やはりその受け皿となるインフラの整備の問題等々、欧米諸国にありまますようなさまざまな課題を解決していかなければならないというふうな思つておられるか、このことについてどうお考えになっておられるかということ、国民世論の一部には現在の体制を中心としたエリート優遇のスポーツから国民のためのスポーツに重きを置く必要があるのではないかと、いったような指摘もあるわけでありまして。

そうした点を踏まえまして、この間のスポーツ行政についての考え方が基本的にどうなつたのか

というあたりについてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(野崎弘君) 今先生から昭和四十七年の答申についての御指摘がございました。実はその前に昭和三十五年の答申というのがございまして、これはオリンピック東京大会の開催を契機として、国民、特に青少年の健康、体力を一層増強するために必要な施策について、こういうむしる青少年の健康とか体力という、そういうあたりに焦点を置いて三十五年の答申が出たわけでございます。

その後、やはり時代の流れの中で生涯スポーツというものに重点を移すべしというようなことがございまして、今御指摘ございましたように、昭和四十七年に「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」という答申ですべての国民が生涯体育を実施できるような諸条件を整備するための基本方針について答申をした、こういう流れになっていくわけでございます。

今回、平成元年十一月に出ました答申は、二十一世紀というものをまず目標に置きまして、スポーツ施設の整備充実、あるいは生涯スポーツの充実、競技スポーツの振興、学校における体育・スポーツの充実等その基本的方向を示したものでございまして、答申の中身全体を通じては必ずしも競技スポーツに重点を置いていたということではなしに、先ほど大臣の御指摘ございましたようにやはり競技スポーツ、生涯スポーツ両方とも車の両輪というような考え方でこの答申がなされていくものと、このように受けとめております。

○小林正君 各競技スポーツ団体もその野を広げることと頂点の問題ということ、いわゆる普及と強化という観点から取り組まれているということも事実だというふうに思っています。そして、四十七年の答申の中で六に「資金の確保とその運用」というのがありまして、体育・スポーツ活動に必要な施設・設備の充実、スポーツ教室の開設等自発的グループ活動の促進、「指導者の養成確保などの経費については、国や地方公共団体は積極的に

公費を投入すべきである」と、こういうことを述べているわけでありまして。申し上げましたように、インフラの整備が欧米諸国に比べますとまだ大変劣っているというふうには私には思いますが、こうしたことについての積極的な対応をこの法改正を契機に全般的な世論形成の中で進めていく課題だろうと、こういうふうには思っています。

それから、七番目に「関係省庁の協力体制の確立」というのがありまして、「体育・スポーツ関係の諸施策の実現に当たっては、施設の整備充実についての資金の効率的運用をはじめ、国民の体育・スポーツの普及振興に関して関係省庁の相互協力体制を確立する」ということが出てくるわけでありまして。

このことに関して、実はドイツのオリンピック委員会のメンバーが日本を視察した際にこういうことを言っているわけなんです。ドイツはスポーツを通じて市町村の共同体の自治と独立性が促された。つまり、コミュニティの中のスポーツというものが根づいていると、こういうことだろうというふうに思っています。そして、日本では彼が言っているんですけども、学校は文部省、そして保育所は厚生省、勤労青少年については労働省、国民健康づくりは総理府、体育・スポーツ施設や生活環境整備計画策定等については自治省や経済企画庁、そして都市計画による児童公園、運動公園、緑地整備は建設省、こういうことで政策展開の面で見ますと、文部省がスポーツプログラムというものを八七年に提起をされました。そして厚生省は八八年に専門運動員養成の告示というものを発行、いわゆるアクティブ80ヘルスプランというふうなものも出してきているわけですね。つまり、スポーツ行政なりこの周辺のさまざまな課題について、国民の体位の向上と体力の増進といえますか、そういうことにかかわるさまざまな課題がいわゆる縦割り行政の中で進められてきたらいいの、これと交渉する市町村は一体どういうことになるんだらうかという懸念、心配を

されているわけでありまして。こういうような状況があつてこの答申の中でもその実態を踏まえて関係省庁の相互協力体制の確立ということが求められたらならぬというふうには思っています。こうした観点に立つて、社会党として今検討しておりますのは、やはり先ほど申し上げましたスポーツ振興法、さらに二十一世紀への展望を含んで今日のスポーツ振興基本法とも言うべきものを策定する必要があるのではないかと、そして最終的にはスポーツ省の設置というところまで行って行政の一元化、縦割り行政の解消ということを図りながらさらにこの運動を進めていくということが今求められる時期だろうというふうに思うわけなんです。そうした各国の取り組みなんかも参考にしながら今後調査研究を進めていただきたい、このように思うわけなんです。

財政面の問題はもう相当な努力が払われておりますが、このことも含めまして御意見を伺いたいと思っております。

○政府委員(野崎弘君) 確かに、スポーツの特に施設の関係をとらえましてもいろいろな省が関係していることは事実でございます。運動公園ということになりますと建設省が絡んできたりするわけでございますが、私どもとしては、スポーツの振興自体は文部省の任務である、しかしいろいろな施設というものをそれぞれの行政目的でつくられるというものはあるわけでございまして、それが全体的に相まってスポーツの振興につながるものと、このように押さえているわけでございまして。今回の平成元年の答申におきましても「国及び地方公共団体におけるスポーツ・レクリエーション関係部局の連携・協力を推進する」、こういうことが出されておるわけでございまして、私どもとしてはそういう観点でこれからの行政を進めていきたいと思っております。

スポーツ省設置の問題が今提起されたわけでございまして、大変これは大きな問題であるわけでございまして。行政改革の動向等も勘案しなきゃならない大変大きな課題でございますので、長期的な観点から慎重に検討すべき問題ではないか、このように思っている次第です。

○小林正君 特にさっきの答申の中にありました「国や地方公共団体は積極的に公費を投入すべきである」という部分についても、今私も国会図書館等で調べているんですけども、ドイツ連邦共和国、既に統一ドイツになりましたけれども、場合で言いますと、スポーツ振興予算の全予算に占める割合が〇・〇五%、こういうような数字が出ております。スポーツ振興予算の中でオリンピック強化等に向けられる予算が八百五十万マルク、国際オリンピック委員会等に百万マルク、オリンピックのための青少年競技コンクールに百三十四万マルクが計上されているわけなんですけれども、一マルク九十円で計算いたしましたけれども予算面でも相当な努力がこの数字を通してございまして、日本の場合はスポーツ振興のための予算が国の全予算の中で占める割合というのはいくらなのかな、ちよつと通告の中では申し上げませんでした、もし今ここで明らかにしなければいけないか、なれば後日お願いしたいというふうに思っています。

○国務大臣(保利耕輔君) ただいまの御指摘は大変重要な御指摘でございます。私もいろいろ勉強の中で各省がどういうことをやっているかというのをいろいろと調べてまいりました。その結果、スポーツに関連する施策というのは相当多数の省庁で行われておりまして、先ほど局長からお話のありました建設省関係の公園、運動広場とかそういうもの、あるいは労働省関係でやっております勤労者のための体育施設の充実でありますとか、あるいは農林水産省におきましても、林野庁を中心とした山に遊歩道をつくるのか、スポーツにひつかりがある施策というのはいくらさんやられているようでございます。

それを集めた数字がどのくらいになるのかというの、事務当局もまだはっきりはつかまえておりませんが、またその境目が非常に難しくもあり

ますので、どういう数字をつくったらいいのかということについてまだ検討上だと思えますけれども、私は、やはりこれに広く目を通して全体的にスポーツ振興のためにどういう施策がされているのかというのを一遍整理統合して、その中でスポーツ行政というものをきちんと考えていくということをやらなければいけないではないか、このように考えております。

具体的な数字のありさまにつきましては事務当局から御答弁申し上げます。

○政府委員(野崎弘君) ちよつと今、各省庁の関係は資料が手元になので、文部省と地方の関係は申し上げさせていただきますと、文部省の体育スポーツ振興関係の予算は平成二年度で二百八十九億円ということでございます。

それから地方公共団体、これは社会体育施設の整備とかいろいろな大会の開催等やっておりますが、これが昭和六十三年の調査で社会体育関係予算としては五百二十億円、このような数字になっております。

○小林正君 スポーツ省、あるいはスポーツ・余暇レクリエーションとかいろいろな名称をつけて省をつくっている各国の実態があるわけですが、それもその基金によつて臨時緊急非常措置をしたことが今後結果としてすぐあらわれるというようなことは無いと思ふので、やっぱりローマは一日にして成らずというわけで、長期間の努力の積み上げが累積として成績に反映するというものだろうというふうに思ふわけです。

そして、実態的に今どういうふうな特に若い人たちにスポーツが見られているかということについて、十二月十一日から日経新聞がスポーツのページに特集を組んでいるわけです。「スポーツの曲がり角」というテーマで「金メダル・ゼロ時代」というのが最初の内容でした。

これをみますと、  
時代と共にスポーツはある。食うや食わずで死に物狂いで戦った時代や国威発揚の時代は過去のもの。日本人のスポーツ観は様変わりし

た。豊か過ぎる時代は価値観の多様化を生み出すどころか、進むべき道の選択肢の多さに混乱さえ招いている。日本のスポーツ界は大きな曲がり角に来ている。日本が惨敗をしたということが出ておまして、その二年前のソウル・オリンピックの状況、そしてこのままいけばバルセロナ・オリンピック、さらにその四年後のアトランタ・オリンピックはスポーツ関係者の間に金メダル・ゼロ時代の予感が広がっている、こういうことでこの危機感というものも徐々に今までの経過からして進んできたということも述べて、これからどうなるのか、こういうことなんです。

そしてその一つの理由として、スポーツ関係者の証言ですけれども、ちまたでは三K——きつ、汚い、危険な仕事をいという若者がふえてきて、そんな風潮からするとスポーツも求人難に陥るんじゃないか、なぜならスポーツもまた厳しく苦しいものだから、こういうことであるわけです。そして、現に競技スポーツに参加している人たちにメダルを欲しいかと聞くと、とれるものならとりたい、しかしメダルがスポーツのすべてではないというかなり白けた答えが返ってくる、こういうような時代だというわけですが、やはり勝負は勝たなきゃだめだという一方の問題が出てくるというようなことが書いてありまして、そういうことになってきた経過というのは何なのかということなんですから、一つには、日本の社会風潮としてどうもスポーツを社会一般が低く見ているんじゃないか。勉強をやらないうでスポーツだけやっている人をスポーツばかりと言うけれども、勉強ばかりやって運動や社会的な認識が欠けている者については勉強ばかりとは言わないというようなことを言っていて、そういう立場から見るとやはり一段と低く見られているんじゃないかということも指摘をしております。

そして、世界的な趨勢としては、今やオリンピックで金メダルを狙うような選手は、国家丸抱えの「ステートプロ」か、個人が賞金や広告収入を追求できる「ビジネスプロ」の二つのプロに大別される。どちらも金メダルが、単なるメダル以上の価値をもたらす。しかし「日本はスポーツ自体の評価が低く、金メダルに付加価値がつけられない」というような事情もあるんじゃないかということも言っているわけでありまして、こうしたいらんな議論があるんですが、例えばソウル・オリンピックのときに韓国では、そのメダリストに対して等級別に行われる報奨制度といいますが、そういうようなものを制度化したといつたような経過もありました。また一方、そうした特定の選手にそうしたことをすることが納税者の立場からどうなのかといったような議論も日本の国内では行われているというふうにも聞いています。国内ですけれども、そうした関連で昨年の十一月に出された「二十一世紀に向けたスポーツの振興方策について」の答申及び審議の経過の中でこうしたメダリストに対する対応について具体的な論議がされたという経過があるのか、あるいは全くそうした問題については触れられなかったのか、ひとつその点についてお伺いしたいということ、もう一つは、社会的に低く見られているということについては、実はいろいろな資料を調べてみますと、例えば文化勲章の受章者ですとかあるいは文化功労章というものに位置づいてスポーツ関係者が榮譽をたたえられるといったような状況というものがこの間どの程度あったのか、それが出現したのは社会全般の中の比率でどの程度なのかということも考えてみますと、極めてレアなケースとしてはそういうことが顕彰された方がいらつしやるというものが実態だと思ふので、例えば文化功労者で最近出ましたのは、あの例の前畑順張れと言われた兵藤さんが出ています。その程度だと思ふんです。

そういうような問題についてスポーツ行政という立場の中核にある文部省としてどういう問題意識を持たれているのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(野崎弘君) まず、保健体育審議会の答申の中で触れられているのかということでございますが、トップレベルの選手及び指導者への支援体制の充実ということで、先生御指摘になりましたように、今、日本の場合には選手が学校に所属したり企業に所属している、こういうことで諸外国にはない特色のある姿になっているわけでございます。そういうふうな中でトップレベルの選手や指導者が過度の個人的負担をこうむらないようにするための施策が一つ必要ではないか、それから選手の現役引退後の生活基盤についてやはり考える必要があるんじゃないか、それと今先生御指摘ございましたすぐれたスポーツの選手や指導者の体験や業績を広く国民に周知する、あるいは顕彰の充実を図ることなどによつてスポーツ活動に対する社会全般の評価を高めていくということが大切であるというふうな指摘もしておるわけでございます。

それで、今具体的に文化勲章あるいは文化功労章がどうかということでございますが、スポーツ関係者に対する文化勲章、文化功労章の受章者は、現在までに文化勲章受章者が一名、文化功労章受章者が五名というふうなことでございます。

最近、今御指摘ございましたように、兵藤君子氏が平成二年度に文化功労者として顕彰されている。昭和六十三年には織田幹雄氏が選ばれておりますが、文部省といたしましても、スポーツ選手の社会的評価を向上させるという意味で今後ともスポーツ関係者の顕彰ということに最大限の努力をしてみたい。これは、もちろん文化勲章、文化功労章だけじゃなくて、現在オリンピックで優勝した選手には特別賜杯を出すとかあるいはいろいろな叙勲等があるわけ、その辺のところも含めましていろいろ顕彰制度の充実ということを図ってまいりたいと思っております。

か、ちよつとお聞きしたいと思ひます。  
○政府委員(野崎弘君) 現在、メダリストに對しましてはスポーツ功勞者表彰というのを實施しておるわけでございます。

今回のスポーツ振興基金の中で功勞金的なものをお考へるかどうかという事は議論があつたわけでございますが、さつき先生から御指摘ございましたように、功勞金的なものではなしにやはり選手、指導者への奨励金というふうな形の取り上げ方が日本の風土には合ふのではないかと、このように法案の中の業務としてはそのふうなものを掲げておる次第でございます。

○小林正君 國によつては年金支給をするとか、それから文化勲章等は年金がついてゐるわけですね。やつぱり以後の生活に後顧の憂いのないような対応というのは、それなりにきつめた人たちです。それから今後その野を広げる上でも重要な役割をその経済的な裏づけの中で果たしていただけたら、ということも含めまして検討すべき課題じゃないかと思ひますし、そうしたことを進めたいのが國際的な一つの流れじゃないか、こういうふうにも思ひます。

それに関連して、柔道の山下さんがこれに触れて、こういうふうにおっしゃつてゐるわけですね。「選手が本當に頑張れる環境、そして頑張つた結果が選手にも社会にもうまく還元されるような新しい仕組みを考へる時期だ」、こういうことを述べておられるわけでありませう。

○國務大臣(保利耕輔君) 私もかつてスポーツの選手生活をやったことがありまして、選手としての私の気持ちを率直に申し上げれば、試合に出たら勝ちたいというその一念でやつていたやうな感じがいたします。そして、それに対していかなる御褒美をいただけるかということ実は私の時代には頭の中には余りなかつたのでありますが、先生御指摘のように世界的な流れというふうなお話もございまして、こういった問題についてはこれ

から検討していくべき課題だと思つております。

なお、一言だけつけ加へさせていただきますが、今度のスポーツ振興基金における即効性の問題について先生がお触れになりましたが、確かに基金から資金を出して援助をしてもそれがすぐにつながらないわけではなからうということ、私は容易に想像ができるわけでございますが、ただ現在の時点で何もやらなくていいのかということになりますと、それはやはり何かやらなきゃいけない。その検討の結果がこのスポーツ振興基金でございますので、この点は御理解をいただきたいと思つております。

同時にまた、私も北京のアジア大会に参りました。古橋団長でありますとかあるいは本院から行つておられました小野清子先生でありますとかとお会いいたしました。いろいろ話を聞いてみますと、うと、やはりもう少し場数を踏みたい、もう少し本當の試合をやつて経験を積んで本番でいよいよ自分たちの実力あるいは実力以上のものが発揮できるような精神力を培いたいという御希望がかなり強くございました。それは私自身もよくわかるお気持ちでございます。

アルペールビルの冬季オリンピック大会が再来年の二月に行われまますが、いわば次の冬季シーズンに行われるわけでございます。それで、その強化のためには今シーズン、今強化練習に励まなければならぬという状況であるので、こうしたことが一つの緊急性として考へられてこのスポーツ振興基金をつくつたものと、私はそのように考へております。

○小林正君 時間がなくなりましたので最後に。芸術文化振興基金が制定されました。民間から当初百億円といつたのが百二十億円といふことが報道されております。これは二百五十億円といふこととでスタートするわけですが、スポーツ関係者の期待も大変大きいわけでありませうから年々

増額へ向けての御努力をぜひお願いしたいということが一つ。

もう一点は、やはりオリンピックが、さつき出ましたようにベルリン大会が政治主義的國威発揚といふことでもかなり政治に利用されたといふことが一つの問題点になつてゐるわけですが、現在、ポスト冷戦構造の中で新たなオリンピックがスタートをしていく、その中で近代オリンピック百年といふ大きな節目でもあるわけですね。そういう点ではギリシャで開催されるのが望ましかつたんじゃないかといふ考へもありましたけれども、アトランタに決定をされた。その経過からするとかなり商業主義に陥りがちな状況といふのが今日のオリンピックの新たな課題ではないか、こういうふうにも思ひますけれども、何ともあれ、ヨーロッパで戦場に明け暮れたところで不戦の誓いがされるという状況の中でクーパーの意図した目的が達成されつつあるということもまた事実であります。

こうしたときにこの基金が設置されたわけでありまして、私は、この基金の運用に当たつては利権とか特権といったようなことに結びつくことがないやうな厳正なしかも適正な管理運営が行われることを期待するわけでありませう。スポーツで最高道徳はフェアプレーの精神だといふふうにお願ひいたしますので、ぜひそうした視点からの扱いをお願ひいたしました私に質問にかえませう。

○会田長栄君 大きく分けて五點に關して質問をいたします。限られてゐる時間でございますから、簡潔に質問も申し上げませうし、簡潔にお答えを願へば幸ひだと思ひます。

その一つは、スポーツ振興の重要性はだれも否定しませぬ。政府も、内閣総理大臣を初め文部省を含めまして常にこのスポーツ振興については高く政策に掲げて説明をすることは御承知だと思ひます。

スポーツ振興法以降をよく検討してみますと、一般会計の歳出決算の伸び率といふのは、政府の統計によりまして最高は昭和四十九年度の二九・二%、最低は昭和五十七年度の〇・七%、五%以下といふのは実はこの三十二年間に四度しかなかつた。同時に、國民総生産額、GNPの伸び率といふのは、これは五%以下だつたといふのはこの三十二年間に五回しかございませぬでした。

そこでお尋ね申し上げます。

○政府委員(野崎弘君) 体育・スポーツ関係予算でございます。

六十三年から六十六年度の数字がございませうが、六十三年は対前年度一%の伸びでございます。それから平成元年度が五・七%、平成二年度が二・九%の伸び、こういう状況でございます。

○会田長栄君 その次に、平成二年度國全体の一般会計予算のうち、文部省の体育・スポーツ振興予算は何%の数字になつておりますか、お伺ひいたします。

○政府委員(野崎弘君) 國全体の予算と申しますと、平成二年度六十六兆円でございます。それに対していましていゆるスポーツ振興関係予算といふのは二百八十九億円でございませうので、今ちよつと計算してないんですが、パーセントにすると

○何%といふやうな数字かと思ひます。

○会田長栄君 私は、昭和三十六年のスポーツ振興法制定以来このスポーツ振興については非常に強く訴へられてきた政策的課題も多々あるが、實際は、決算の上あるいは予算の上から見ますと、唱へられてゐる割にはその財源は保証されてないといふことを言ひたいわけでありませう。

い、こう思います。

そこで、これは文部大臣にお伺いしたいわけでありますが、今度の法案の提出に当たりまして、その必要性と事由ということについては実は申し述べられております。

オリンピック、アジア競技大会で日本選手の成績は極めて厳しい結果に終わった、JOCでは、一九九一年の夏、一九九二年アルペールビル冬季オリンピック大会及びバルセロナ・オリンピック大会等に備えるためにこの振興基金をつくるんだと、こういう説明がされております。その上に、JOCが平成三年一月から実施する行動計画を打ち出しているという法案を提出して何とか支援していきたいんではないかと説明が実はあります。

その際、私がお尋ねしたいのは、スポーツ振興基金の中長期的な政府出資の増額の展望というものをごの法案改正に当たって私は明らかにすべきだと思っております。二百五十億円とあります。民間からも募ります。その運用益でやります。運用益は年間三十億円です。三十億円つぎ進めばこの事由とされたオリンピック大会に成績が向上するというようなことを言われても私は信じがたいからお尋ねするわけです。

その意味で、どうしても短期的に、中期的に、長期的にこのスポーツ振興予算というのはこのようの中身で政府としても努力していくんですというものを明らかにすべきだと思っておりますが、その点についてはいかがでございますか。

○国務大臣(保利耕輔君) もとより財政当局と調整をいたします場合も私もはもとと大きな数字でお願いをしたいということも頑張っております。しかし、財政当局との話し合いの中では、今財政状況が非常に厳しいのでこれだけでひとつ手を打つてくれということ二百五十億円とさせていただきます。ただいたわけでありませぬ。

しかし、今御指摘のように、これで十分かと言われれば決して十分ではないのでありまして、さらにこの充実に向けてはいろいろな手法でスポー

ツ振興のために基金の充実もやりましょうし、また一般会計で予算をとっていくということもありましょうし、いろいろな手だてを講じながらスポーツ振興のために努力をしていかなければならぬ、このように考えておられるわけでございます。

なお、先々のスポーツ振興に関する予算につきましては、いろいろな省庁との関係もございまして、できるだけ文部省との関係の予算も充実していくように努力をしたいと存じております。いろいろな省庁と申し上げますのは、先ほど小林先生の御質問にもございましたけれども、運動公園でありますとか、あるいは郵便年金関係の資金でつくる体育施設でありますとか、あるいは労働省関係のものでありますとか、いろいろございまして、そういったものを総合的に見て、これらもやはり体育のために使われる予算でございまして、そういう観点からも一過整理をしてみる必要がある、こう申し上げたところであります。

○会田長栄君 文部省の体育振興、スポーツ予算が率にして小さいというのは、分母が小さいのでありますから、その点はわかりませぬ。したがって、教育予算全体もぜひ努力をされて大きな分母にしていただくようにお願いをしておきます。

どうしても中長期的な財源、政府出資というものの増額の展望もこの際明らかにしておきたい、こう思いますから、その点どうぞよろしくお願ひ申し上げます。これでやってみてうまくいかなかったらまあ仕方ないわとすぐあきらめることなからやってみてほしい、こう思います。

第二の問題は、日本体育・学校健康センターに関してお伺いしていきたい、こう思います。日本体育・学校健康センターの機構図を見ますと、実は今、理事会があり、理事長がいて監督がいて、その理事会全般にわたって運営審議会がその運営の方針というものを策定するために重要な役割を果たしているというところをうかがいます。今、総務部、経理部、国立電ヶ丘競技場、国立代々木、国立西が丘、学校安全部、学校給食部

という七部になっております。今度法改正がされますと、この七部に実はスポーツ振興基金部というのが一つできて八部になっていく予定なのでございませぬか。

○政府委員(野崎弘君) スポーツ振興基金ができました場合においては、組織といたしましてはスポーツ振興基金部というものを設置する予定にしております。

○会田長栄君 八部になるということでございます。○政府委員(野崎弘君) はい、そういうことでは、○会田長栄君 それではこの機構の上に立つていけば、当然この法改正の目的もここに明示されているわけでありませぬ。スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助を行う部ということになるのでございませぬ。そこで業務の改正も実はする。その点では三項目明示されております。そこで、スポーツ振興基金に関する規定を新設する、こういうことに説明上されます。

そこでお尋ねいたしますが、センター機構というものが八部になる。その上で事務所はセンター内に置くのか、それとも一緒に置くのか、新しくつくるのか、別なところに置くのか、それをお伺いしておきます。

○政府委員(野崎弘君) スポーツ振興基金部をどこに設置するかにつきましては、日本体育・学校健康センターにおいてその事務に支障のないところにこれを設ける、このように承知しております。

○会田長栄君 業務区分というのは明確にするんではないかと。○政府委員(野崎弘君) 業務区分というのは、法律に書いてあります事業、スポーツ振興基金部とほかのところの業務区分……。

○会田長栄君 そうです。○政府委員(野崎弘君) それはきちんとはつきり分けませぬ。○会田長栄君 七部から八部になるわけでありませぬ。

すから、当然理事会は増員するのか、それとも現状のままでもいいのか。○政府委員(野崎弘君) 現在、この日本体育・学校健康センターには理事長一名、理事五名、監事一名ということで役員が置かれておられるわけございまして、今回の機構改正におきましても定数の増は行わず、既存の役員の定数の範囲内で職務分担の変更によって対応したい、このように考えております。

○会田長栄君 そうすると、このスポーツ振興基金部というのは新採用して職員をふやす、こういうことではございませぬか。○政府委員(野崎弘君) 現在スポーツ振興基金部には部長以下七名の職員を配置する予定にしております。

採用の関係につきましては、基金の成立後センターにおいて検討する、こういうことではございませぬ。○会田長栄君 芸術文化振興基金の場合は、九名が採用されて、これは運用利子の中で賄われていると聞いております。

そこで、これは新採用となるのかと言ったら、その点についてはセンター内部の運営審議会あるいは理事会で決めることと今おっしゃっていただいたんでございませぬ。

○政府委員(野崎弘君) 今の七名というのは、これは既存の部分の定数から出すわけじゃございませぬ。この基金の運用益でその七名の人員費等は出す、こういうことではございませぬ。その職員の採用の方はセンターの方が行う、こういう意味で申し上げたわけではございませぬ。

○会田長栄君 なるほど。そうすると、人員費は運用益でやる、そしてその職員はセンターの内部で採用していただくという意味ですか。○政府委員(野崎弘君) 端的に言いますと、この七名というのは今までの定数にプラス七名、このように考えていただければいいと思っております。具体的にどういふ人が来るかは、それはセンター

の方の人事で決まる、こういうこととございませう。

○会田長栄君 わかりました。

それでは、今までの定数プラスその七名の採用につきましては、センター内部の運営審議会あるいは理事会で決めることとございませう、こういうふうに確認してもよろしいかとございませう。

○政府委員(野崎弘君) 恐らく職員採用については個別に理事会とか運営審議会にはかけてないと思ひます。いずれにしても、その辺はセンターの中の今までのやり方があると思ひますので、そういうやり方に従って行われるものと、そのように承知しております。

○会田長栄君 それでは、これと関連してお尋ねいたしますが、かつて学校給食部というのができたときがありませう。そのとき職員が四十五人、この中の十人というのは実は物資あつせん会の利ざやで人件費を賄ったことがございませう。この問題については、健康の話をすると、余りにも不健康ではないかということになりまして、その後センター内では、物資あつせん会の利ざやで人件費を賄うのではなくてセンターの職員として位置づけて人件費を賄うように変わったということもございませう。それは事実ですか。

○政府委員(野崎弘君) 物資あつせん会から人件費を出した職員がいたということは事実とございませう。

○会田長栄君 これは別勘定というきれいな言葉で言えば一番いいわけでありませうが、その当時の議論を聞きますと利ざやという言葉が使われたというから私も使ひました。しかし、余り健康的でないの、その後は正したとございませうから、これは結構だと承知しております。

その意味で、今後センター内でのようにプラスされる職員定数の問題について議論していか、その点についても過去のいきさつなどがあるかと、これはぜひ前向きに検討してほしいと心から要請をしておきたい、こう思ひます。

それから次にお伺ひしたいのは、センターということになりませうと基本は理事会でありませうが、

当然にして理事会はその基本となる政策というものを、運営審議会という組織をつくりまして業務の対象の検討を願つて理事会に答申を、答申と言つたらいいの、出している状況であります。したがつて、今度スポーツ振興基金部というのが当然機構図の中に入るわけでありませうから、これは別組織などをつくらないで運営審議会の中で検討していただいて業務を進めるといふことになるのでございませうか。

○政府委員(野崎弘君) 運営審議会というのは、理事長の諮問に應じてセンターの業務の運営に関する重要事項を審議するために三十五名以内の委員で組織する、こういうこととございませう。したがつて、センターが持つていられるような仕事は、今先生御指摘ございませうように、安全部、それから給食部、そして競技上の運営といふいろいろあるわけとございませう、今回の振興基金のいろいろなる例えれば配分の問題まで運営審議会とやらとなりませうと、配分の問題ということになりませうとや、あるいはスポーツ関係者の意見を反映させるとか、それから民間からの拠出をいただくわけとございませう、それとやらは学識経験者を加えるとか、そういうことが必要になると思ひますので、配分の問題につきましましては別途スポーツ関係者とか学識経験者から成ります審査の組織を設けて、その中で公正にかつ専門的な立場からの意見をいただくのが適當である、このように考えておる次第とございませう。

○会田長栄君 それでは、理事長から諮問を受けて運営審議会が答申を出して理事会でその答申を受けて決定するというのは、それはわかりませう。今答えられたのは、スポーツ振興基金部というのを別な機関を設けてやりたいとおっしゃったんですか。

○政府委員(野崎弘君) 先ほども答弁申し上げましたように、運営審議会というものはセンターの業務の運営に関する重要事項といふこととございませう。したがつて、全体に関係してくるようなこと、

例えばスポーツ振興基金部を設けるとかそういうようなことは運営審議会におきませう議論が必要かと思ひますけれども、スポーツ振興基金の実際の配分といふことまで運営審議会へかけるというようなことにはならない。その辺は、先ほど申し上げましたように、スポーツ関係者とか学識経験者の意見が反映できるような審査組織をつくつた方がむしろ實際上公正、そして専門的な立場からの判断ができるんじゃないか、このように思つていられる次第とございませう。

○会田長栄君 わかりました。

それでは、スポーツ振興基金部に公平公正な、政策に應じてスポーツ強化策を中心としてやれるように別な審議する組織をつくりたい、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) そういう審査のための組織を設けたい、こういうこととございませう。

○会田長栄君 その組織をつくつた場合に、スポーツ界といふのは、一口で言つて誤解を生むから言ひませんけれども、なかなか問題のあるところないです。これはここで例を挙げると時間がなから挙げません。これは子供の夢、スポーツの夢を壊すようなことがたくさん出てくるわけね。ここ二、三年でも大変注目すべきようなこともあるわけね。したがつて、金とのまつわりというのには非常に大事になつてくるわけでありませう。その意味で、別な審査機関をつくるんだといへば、これはあくまでも公平公正にやれるようにせよ、つてほしい、こういうこととございませう。

いかがですか。

○政府委員(野崎弘君) 私どもも、まさに公正、そしてやはりスポーツといふ一つの自主的な団体が運動に取り組んでおるわけとございませうから、そういう活動が十分振興できるような、そういう意味で審査のための組織といふものを設けたい、このように思つていられる次第でありませう。

○会田長栄君 こども一つ。

何となく粘つていられるようではございませうけれども、今度はいざこざが起きたら間違いなく文部省

もまざるということになつていつて大変なことになるんですよ。私は、体育諸団体と文部省の関係というのは指導、助言、監督する立場だと思つていますが、それでもなおかつもろもろの問題が起きています。今度スポーツ振興基金部といふものをつくつて選手育成強化を図つていく。その大もとは金でありますから、その点公平公正に政策に應じてちゃんとやりますといふことを、この公平公正といふことを続けていつてほしいと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) 公平公正といふ意味合いがなかなか、スポーツの場合ではやはりそれぞれが団体がまさに競技水準の向上のためにやつていける団体であればそういうことで自主的にいろいろな計画を練りまして申請をしていく、こういうこととございませうので、公平にそしてスポーツ団体の自主性といふものを十分尊重して配分を行つていくといふことは大事だ、このように思つていられる次第でありませう。

○会田長栄君 文部大臣、私はこれは大事なこととありませうから大臣の答弁をぜひ求めませう。

公平公正、目的に應じて政策にかなつた配分をすべきだ、こう思うからどうですかといふのが私の真意でありますから。ここは大事なこととありませう。それでなくても先ほど申し上げたとおりスポーツ界といふのは珍しいほど、立派にやつていられるところもありませんけれども、問題を起しやすいところもあるといふところとありませうから、ぜひその点御所見をお伺ひします。

○国務大臣(保利耕輔君) 国会の御同意を得てこの基金が創設をされ、そしてその果実の運用に当たりましては公正かつ厳正な運営がなされるべきである、私はそのように考えておりました。そういう観点から指導をしてまいりたいと思つておられます。

○会田長栄君 この点については、現在のスポーツ振興施策の問題点といふのは文部省は把握しておると思ひますが、その点について簡潔にどのようなこととございませうか、お伺ひしたいと

思います。

○政府委員(野崎弘君) 先生御指摘の点が現在のスポーツ界が抱えている課題ということで受け取らせていただきますと、例えばスポーツ施設の場合にはなかなか気軽に利用できないような場合もあるので、そういうような気軽にスポーツが楽しめるような工夫が必要じゃないか、あるいは生涯スポーツにつきましてももう少し施設の充実が必要ではないか、競技スポーツでいえば科学的なあるいは体系的、計画的な選手強化が必要ではないか、そういうような問題意識を、あるいは学校体育・スポーツにおきましてもいろいろの問題意識がございます。先生の抱える課題というのをちょっと私どもが取り違えているかもしれないので、取り違えておりましたらひとつ御容赦いただきたいと思っております。

○会田長栄君 現在のスポーツ振興施策の問題点というのは幾つか私なりにありますけれども、一つは、平成元年十一月の保健体育審議会の答申、「二十一世紀に向けたスポーツの振興方策について」に対する文部省の評価と今後の対応策というのをどうしても知りたいんです。しかしこれは時間がかりますから、後ほど資料としてぜひ欲しいと思っております。

それからもう一つは、本答申を実施するための財政規模がどうしても不明確なんです。これは西ドイツのゴールデンプランと違うんです。これは先ほどお願いしたとおり分母が小さい、いわゆる国民総生産額の伸び率あるいは政府予算の一般会計の伸び率から考えていきますと、教育予算全体が年々下がっていくという中で政策の選択が迫られている状況にあつてまことに気にしている一人でありますから、長期的、中期的な財政計画というものもこれにあわせてぜひ文部省で検討してどうしても出してほしい、こう思うから申し上げました。

最後であります、これはスポーツ科学センターの問題と関連をいたしましたけれどもお伺いしておきたいのは、昭和五十五年五月十九日に国

有財産中央審議会が大蔵大臣に渋谷区西原にスポーツ科学センターをつくりなさいと答申をしている。それから、第三次行革審が答申をしている中身、この答申に基づきまして、政府は研究機関や施設の地方移転を進めていくべきである、政府も進めていきますと。それから大蔵大臣も、第三次行革審答申は課題によつては見直すべきではないかという質問に、答申のある限り守る姿勢を貫きたいと、こうおっしゃつています。

ところが当初、文部省が渋谷区西原にスポーツ科学センターをつくるという基本構想を発表している。ところが、昨年から話題になっていきます西が丘競技場にこれを移すという話が出ています。そこで、西が丘競技場というのは生涯スポーツの拠点として国が目玉としてやつてきたものではなかつたんですかということが一つあるんです。

そこで、今申し上げたようなことから考えてみますと、文部省が率先してスポーツ科学センターというものを、広大な地域の環境のいい、そして選手強化策と一体になるようなすばらしいところにもう一度考え直すつもりはございませんか。

○政府委員(野崎弘君) 先生の御指摘のナショナルトレーニングセンターのなもものにつきまして、各方面の提言があることは事実でございますが、これは大変広大な敷地を要しますし財源も要するわけでございまして、私どもとしては長期的な課題と、このように考えているわけでござい

ます。スポーツ科学センターは、やはり競技力向上のためにスポーツ科学の研究とかあるいは科学的トレーニングというものが大事であるということでぜひこれを設置をしたいということ、従来から構想を練つておりました国立総合体育研究研修センターというものの構想を再検討いたしました。スポーツ科学センターの設置というものを現在進めておるわけでございます。

そこで、この当初の予定地、今御指摘がございました渋谷区の西原でございますが、ここにつくるといふことになりまして日本体育・学校健康セ

ンターの施設がさらに分散するというようなことと、あるいは用地の早期取得が困難であるというような問題があるわけでございます。で、現在の既存の競技施設を実践的なトレーニングの場として利用することによりましてスポーツ科学センターの機能がより高まる、あるいは西が丘競技場の他の競技施設とスポーツ科学センターとの一体的な運営を通じて効果的な運営ができるというようなこととか、既に特殊法人が持つている土地でございますから早期建設が可能であると同時に、この施設が建設後二十年を経過しております施設が老朽化している、こういうようなことも勘案いたしまして我が国で唯一の国立スポーツ科学センターにふさわしい施設をつくり、競技水準の向上はもとより、地域のシンボルとして地域住民にも親しまれるようなものにいたしたい、このように考えておる次第でございます。

今御指摘ございましたように、この西が丘の施設は地域の住民の方々に利用されてきたという、そういう経緯もございまして、そういう住民の利用の面につきましても今後の検討の中で十分配慮していきたい、このように考えている次第でございます。

○委員(下福業耕吉君) 時間です。

○会田長栄君 時間でございますから最後にお願ひしておきますが、これは大蔵省との関係でござい、わかりましたというわけにはまいりません。国土庁との関係でも、わかりましたというわけにはまいりませんので、この点については今後またお願いしていくことになりましたのでよろしくお願ひいたします。

これで終わります。

勢が強調されておりました、この内容については我が党としても異論のないところでありますが、我が党のスポーツ政策の四原則に照らしてなおより一層国民大衆のためになるように見守つていきたいと思つておるところであります。

このたびの国と国民とが協力してスポーツ振興のための所要の財源を確保しようという趣旨のスポーツ振興基金の創設にしましては、財政法第二十九条との関係でやや拙速の感を免れないといふこともありますが、賛成をする次第でございます。公平厳格な運用が行われますように当局の指導監督の徹底を望むものであります。

体育・スポーツ及び健康教育の振興のための施策を推進しようとする場合にさまざまな問題、摩擦に当面いたしますけれども、その一つが、競技スポーツの国際的競技力のレベル向上のための施策とその基礎となる我が国のスポーツのすそ野の拡大という課題との対立的関係であります。この二つの問題は、先ほど大臣の御所見にもありましたように、互いに原因であり結果であり、車の両輪とも言える関係であると思ひます。文部省当局の賢明なかじ取りを望むものであります。

さて、一見ローカルな問題であると軽視されがちでありますけれども、このたびの国立スポーツ科学センターの西が丘地区への建設構想問題も、まさにそのいわば二つの問題のフリクションの現実的具体的典型的なケースであります。そして、この西が丘地区への国立スポーツ科学センター建設の問題というものが、この問題の円満解決なくして大げさに言えば体育スポーツ政策の成功はない、このように言つても過言ではないと思ひます。試金石であると思ひます。同地区の利用者は、年間延べ人数で五十万人以上であるそうであり、今、同地区のスポーツ愛好者の間では広範な市民運動が盛り上がりつつあります。中には当局の説明不足と思ひますけれども、そういうことがございまして疑心暗鬼の部分もあるようでございますので、当局の賢明なる対応をお願いしたいと思います。



私は、この国立スポーツ科学センターの西が丘競技場地区への設置計画に關連いたしまして質問をしたいと思つて、關係当局の血の通つた対応を要望いたします。また、文部大臣の誠意ある御回答をいただきたいと思つて、

まず最初に、この問題に対する日本体育協会あるいはJOCその他の競技諸団体の考え方について当局は御承知でありますかどうかをお伺いいたします。すなわち、これらの諸団体が、これはトレーニングセンター構想とも關係するわけでございますけれども、この国立スポーツ科学センターを一万五千平米つまり五千坪規模でつくることに賛成しているかどうかということであり、諸団体の本音として、本当は二万坪とか三万坪の広さでつくってもらいたいんだけれどもこの際やむを得ない、我慢しようというような空気がないかということであり、この面積に關する諸団体の意向を御確認されておりますかどうか、まず第一にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(野崎弘君) このスポーツ科学センターは、最近の国際的な大会におきます成績が振るわないというようなことからやはりスポーツに科学的な要素を取り入れていく必要があるということから出てきているわけでございまして、JOC、そしてその加盟競技団体からはことしの三月に国立スポーツ科学センターの早期完成の陳情が文部省に出されているところでございまして、そのような要望を受けて、現在この設置を推進中なわけでございます。

○針生雄吉君 諸団体もそれを要望しているというところでございますね。

第二点でございますが、現在西が丘地区の施設を利用なさっている一般スポーツ愛好者の皆様に国立スポーツ科学センターが完成した後もこのスポーツ施設を利用できるという約束をしていただきたいのであります。また、この国立スポーツ科学センターができることによつてあるいは職を失うことになるかもしれない方々に再就職の相談、そんな義理はないとおっしゃるかも知りませんが

けれども、そういう再就職の相談に乗つてさしあげるとか、あるいは面積の縮小される種目では利用時間の延長を考えると、そういう血の通つたきめ細かな配慮をぜひとも行つていただきたいと思つて、スポーツセンターができて大丈夫、使えますでしょうか。

○國務大臣(保利耕輔君) 国立西が丘競技場は、御承知のように日本体育・学校健康センターとそれから大蔵省の所管する土地でございまして、こうした国有地が地域の皆様方に、年間延べ五十万人というお話でございまして、そのように多くの方々に御利用いただけておつたということは大変よかつたことだと、私もそのように率直に感じしております。

そこで、ここに国立スポーツ科学センターを設けるに当たりましては、今後できるだけ地域住民の利用にも配慮した検討をしてみたい、このように思つております。

あと、再就職その他の問題等につきましては政府委員から御答弁をさせます。

○政府委員(野崎弘君) スポーツ教室等を西が丘の競技場で持つておるわけでございますので、恐らくその辺のところを言われたのかと思つて、ございまして、私どもとしては、西が丘競技場の施設がこれまで住民の利用に供されてきた、そういう経緯等も十分勘案して、今大臣答弁ございまして、そのような地域住民の利用にも配慮した検討ということで対処してまいりたいと思つておるところでございます。

○針生雄吉君 その点はぜひともきめ細かな御配慮をお願いしたい。

現在、サッカー、卓球、テニス、水泳、体操、バドミントン、バレーボール、バスケット、バドミントン、そういうような十種目にも上るような愛好者の方が利用なさっているわけでありますし、さらに施設としてはスポーツサウナ、エアロビクス、食堂、スポーツ用品売り場、そういうところがあるわけでございます。そういう方々が

国立スポーツ科学センターができることによつて利用することができなくなるのではないかと、大変な御心配をいらつしやるわけでございまして、

例えば一つの例でございまして、テニスコートなども半分、八面から四面に減るんじゃないかというような予想もされておりますけれども、そういう場合であれば例えばナイター設備を、今はないわけでございまして夜間も使えるような施設をしてあげるとか、ひとつ現場に足を運んで愛好者の皆様方とお話し合いをしようというふうな態度、文部大臣はお忙しいでしょうけれども少しゴルフを做つて現場に行つて対話をするという、ひとつそういうような現場主義でいていただきたいなと思つておるわけであり、

私も、ごく限られたスポーツ競技団体の方でございましてお会いしてお聞きしましたところ、実はこの国立スポーツ科学センターというの持つ役目というものは大変すばらしい目的を持つていて、つまり、ここでは余り議論されておられませんけれども、国立スポーツ科学センターが諸外国、ドイツなんかの例もそうだが、うことであるけれども、スポーツ科学、スポーツ医学というものを研究することによつて例えば老化防止のための方策をつくり出すとか、がん予防のメカニズムを究明するとか、あるいは痛みとか疲労回復とかといったものに対する考え方、そういった側面での国民の皆様方にフィードバックすることができるといふことを聞きまして、私も、そういった説明が地元の方々の方にはなされていらないように感ずるのでございまして、その点もひとつ御配慮をいただきたいと思つて、何といつても強調したいことは、先ほども申し上げましたけれども、現場の方々、地域の方々の御要望をよく聞いて、国立の施設なんだからあなたたちには関係ないんだというふうな態度はみじんもおとりにならないように、ひとつ血の通つた文部省のペレストロイカをやつていただ

きたい、こういうふうな思つてあります。以上でございます。

○高崎裕子君 まず、国のスポーツ振興の理念についてお尋ねいたします。

政府は、法案提出の目的として、我が国スポーツの競技水準の向上を目指すスポーツ団体の選手強化事業等を資金面で支援するため、この明記しております。競技力向上に対して国が必要な援助をするということは諸外国でも一般に認められているところですが、問題は国が確固としたスポーツ振興の理念を欠いたまま事実上選手強化のみにお金を出すというやり方が適切かどうかということ、選手強化を国策として諸外国では例えば金メダル偏重あるいはドーピングの発覚など弊害も出てきておまして、批判を浴びているという状況が現にあるわけですが、

昨年十一月に保健体育審議会が「二十一世紀に向けたスポーツの振興方策」を文部大臣に答申しておりますが、これも結局競技力の向上を国策として位置づけているということで、国民一般のスポーツ振興策、学校における体育・スポーツとの連携などを十分に考えた長期的な見通しを持ったスポーツ振興策が求められているわけですが、どうも今度の法案でもこれがないということが非常に問題だと思つておるわけで、ここでは大臣の御見解をぜひ求めたいと思つて、

○國務大臣(保利耕輔君) 委員御指摘のように、競技力を高めるといふ意味でこのスポーツ基金がつくられたのではないかと、このことでは、実は補正予算の中で二百五十億円計上させていたで、その御審議をお願いしておりましたので、なぜ補正予算に計上するのだといういわゆる緊急性の説明から競技スポーツの強化ということに力点が置かれておつたと思つて、そのような説明がなされておつたと思つて、

しかし、スポーツ振興基金そのものの使ひ道は、競技力の向上だけではなくて、いわゆる生涯スポーツと申しますか、国民スポーツといふか、すそ野に對しての配慮も当然行つてという両面

のことをやるということがスポーツ振興基金の基本的な考え方でございます。またそれは私どもが考えておりますスポーツ振興の基本理念にも合致するものと考えております。

○高崎裕子君 競技水準の向上だけでなく、その野を広げる事業にも援助をされるということで、大変心強い御答弁でした。まさにそこが必要だとように思うわけです。

そうなりますと、ポイントは基金の運用になるわけですが、法案では基金の運用面の規定には全く触れていないわけですね。言うまでもなく、先ほども委員から出されておりますが、基金の運営が民主的かつ公正に行われるということが極めて大切だと思います。これは関係者の強い要望でもあるわけで、基金の公正で民主的な運用について政府はこれをどう保証されるつもりなのか、その考えを聞かせていただきたいと思っております。

○政府委員(野崎弘君) スポーツの活動につきましても、スポーツ団体が自主的な判断でその活動を進めていくということが大変大事なわけでございまして、スポーツ振興基金の配分に当たりますとも、やはりそのスポーツ団体の自主性、具体的にはスポーツ団体からの申請に基づきまして、そしてまたスポーツ関係者あるいは学識経験者等から成ります審査組織を設けて、そういうところの意見も聞きながらこれを決定するということが、公正かつ厳正な審査をし、交付を決定したい、このように考えております。

○高崎裕子君 その構想あるいは運営等は大きめに既に施行されている芸術文化振興基金に準ずるといふふうに向っているわけですね。

そこで、具体的に芸術文化振興基金の実施状況についてお尋ねしたいと思います。

この助成金二十八億円の配分は、音楽議員連盟振興会の二億五千万円、芸術創造普及関係に十六億五千万円、地域文化振興関係六億五千万円、そして文化団体関係五億円と振り分けたと、こう記述されており、さらに初年度なので基

金事務局で助成金を振り分けたと、こうはつきり述べられているわけですが、これは既に決まっているというふうに向ってよろしいんでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 御承知のとおり、芸術文化振興基金は、国民が芸術文化に親しみかみずからの手で新しい文化を創造していくという目的によりまして、ことしの三月の末にでき上がったものでございます。本基金の運用母体は日本芸術文化振興会でございます。ここにございましてできるだけ早く全国の芸術文化関係者の期待にこたえるということで、本年度から助成事業を開始することになったといたしました。

このため、同振興会におきましては、助成金の配分につきまして専門的な立場から公正的確に御審議をいただくために、芸術文化に広くかつ高い見識を有する委員の方十五人をお願いいたしました。運営委員会を設置し、そのもとに分野別の部会でありまして、全体で百人以上の関係者の御協力を設けまして、全体で百人以上の関係者の御協力をいただいで審査をゆだねることとしております。

このような体制のもとに、初年度でございますので、いろいろな要項をつくるか手続に時間をとったわけでございまして、本年の八月から全国の関係団体に基金の助成の内容につきましての説明を行い、その後申請を受けつけたわけでございます。これを受けて十月から分野ごとに部会でありまして、これは専門調査会を開きまして、基金の趣旨にふさわしい内容の充実した特色ある芸術文化活動に対して援助をするというところで精力的かつ慎重に審査を行っていたというところであります。近々のうちにその審査結果を最終的に取りまとめまして申請のあった各団体に通報することといたしております。

以上でございます。○高崎裕子君 これは全国高校総合文化祭優秀校東京公演への三千万円の助成も含めて、もうあらかじめ決められているというふうに向って先ほどのニ

ースでも述べられているわけで、今々にというお話でしたが、これは事実としてはもう既に決められているということ、大枠でさきに述べたような分野別の配分を基金の事務局が提起してそして作業を進めているというのがどうも事実のようで、結局そうなるかと運営委員会は事後承諾になっていて審査が行われぬと言わざるを得ないと思っております。これでは公正、民主的な運営と言えないわけで、運営委員会での民主的運営、きちんとした配分基準を定めてガラス張りで行っていただきたいということが特に求められていると思うんですけども、この点は特に文化庁としてもうやうやうといたしたいということを改めてここで述べていただきたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 今のお話の全国高等学校総合文化祭の関係は、その公演自体が八月の二十五、二十六日に国立劇場において行われまして、全国から選ばれた十二校の高校生が一堂に会しましてすぐれた演技を披露したわけでございまして、この十二校は八月の一日から八日まで山梨で開催された全国高等学校総合文化祭の出演校の中から優秀校として選ばれたものでございまして、その選挙を行ったり開催の準備をするためには、出演高校生の旅費とか宿泊費等を支給する必要があります。この関係上、芸術文化振興基金の助成を受けておかないと、その準備が困難であるということから、第一回の運営委員会にこの全国高校文化祭の総合文化祭東京公演についての助成についてののみは御了解をいただいでその一部を支出したということとでございます。

なお、この東京公演につきましては元年度の文化庁予算要求に計上されたわけでございますけれども、事業の性格上基金の事業にふさわしいということ、予算編成段階におきまして基金成立の当初から助成対象として構想されていたものでございます。

したがって、それ以外のことにございまして、先ほど述べましたように、申請をいただき、それに対して専門家の慎重な御審議を得て審査を

行っているところでございまして、近々その結果が公表されるという段階でございます。

○高崎裕子君 ここでやりとりしていると時間もありませんので、公正、民主的な運営をぜひお願いしたいということの要望とあわせて、発足するこのスポーツ振興基金でも、文字どおり公正で民主的な運営委員会の確立、それから補助金の公正な配分が保証されるよう強く要望して次の質問に移りたいと思っております。

関係者が大きく心配していることの一つは、基金が設立されることによりて関連する事業の従来からの支出が削減されるのではないかと、この点でございます。

この点でも、今問題になりました芸術文化振興基金で、例えば年間一億円以上計上された優秀映画奨励金が十分の一に九〇年度予算で減らされたり、これまであった劇団の学校公演助成が基金に移行を、肩がわりさせられるという状況も生まれていまして、関係者が心配されるのも当然だろうといふふうに思うわけですが、文部省はこのスポーツ振興基金ができたことを理由に国の助成金は削減しない、この約束をさせていただきたいとおもいますし、またこの基金は政府出資がわずか二百五十億円、民間はまだわからないけれども相当額というところですが、文化基金に比べても相当低いスタートだということ、今後この基金の充実のための増資についても強く要望をして、その辺の決意のほどを文部大臣に伺いたいと思っております。

○政府委員(野崎弘君) 国のスポーツ関係予算と基金との関係でございますが、基金の方は御存じのように運用益でやるといふことで、その特色としてはやはり機動的、弾力的にその資金が使えるというところにあるわけでございまして。

国のいろいろな補助金が出ておりますが、こちらの方はむしろ基幹的なものに對して補助する、例えば現在オリンピック等の国際的総合競技大会への日本代表の派遣あるいは編成強化事業、こういう補助を行っているわけでございまして、こういうものはまさに基幹的なもの、あるいはモデル的

な国際競技力の向上、国民スポーツ振興事業等への補助を行っているわけでございまして、私どもとしてはやはり基金が行うものと国の行うものというものは明確に分けて、そして国が行うべきものについてはやはり文部省が直接の補助金を計上していく、このように考えている次第でございます。

○高崎裕子君 今後の基金の充実について。

○政府委員(野崎弘君) 二百五十億円でこの基金を発足させていただくわけでございまして、そしてさらに民間の資金もこれにプラスをさせていただきます。こう思っているわけでございまして。

○委員(下村葉耕吉君) 時間です。

○高崎裕子君 時間ですので質問はこれでやめたいと思っております。すそ野を広くということであれば、特に地域住民が身近に利用できるスポーツ施設、公共スポーツ施設の充実と指導員が著しく少ないという点から、特に専任の指導員が少なくないという点から、特に専任の指導員が少なくないという点が従来から指摘もされておりますので、指導員の配置基準あるいは具体的な制度化について強く要望いたしまして私の質問を終わりたいと思っております。

○笹野貞子君 スポーツの振興と体育の向上というこの課題についてはだれしもが反対をするはずもなく、かえってそういうことを一生懸命やるべきだという認識は共通しているというふうに思っています。私ももちろんそういう認識の上で立て、この法律はいかにみんなが英知を集めて日本のスポーツと体育というものに対してすばらしい政策、行政を行っていくかという、そういうお互いの議論にしたいというふうに思っています。

○高崎裕子君 スポーツの振興と体育の向上というこの課題についてはだれしもが反対をするはずもなく、かえってそういうことを一生懸命やるべきだという認識は共通しているというふうに思っています。私ももちろんそういう認識の上で立て、この法律はいかにみんなが英知を集めて日本のスポーツと体育というものに対してすばらしい政策、行政を行っていくかという、そういうお互いの議論にしたいというふうに思っています。

けた」という保健体育審議会の「スポーツ振興の意義」ところに、スポーツを振興するというのが書かれております。これは非常にすばらしい言葉なんです。つまりスポーツというのは文化であるということですね。

文化というのは、これは形にすぐあらわれたい結果がすぐ出なかつたりするものですから、こういう目に見えぬ形とかあるいは結果がすぐに見えない文化に対しては国家というのは絶え間なくきちつとそれを支えて、そして五十年後に出る結果に対する責任と誇りを持つべきだ、そういう面においてはやつぱり文化行政に対する予算をしつかりと獲得しなければいけないというふうに思っています。

しかし、どうも日本の予算の配分を見ますと、先ほど民主党の委員から御指摘があつたように、だんだん少なくなつていくということをお私は大変憂えて一人です。別に文部省を追及するわけじゃないんですけれども、そういう文化に対する情熱をしつかり持つならば予算のこともいろいろな施設のことでもしつかりとやつていただかなければいけないのであつて、どうもこういう現状があるというのは文部省に情熱がないのか、何か違うところに原因があるのか、その点も私はこれから見きわめていきたいというふうに思っています。

さて、そういう意味で質問をさせていただきますが、何せ時間がありませんのでとにかくまとめたいと思います。ですから、時間があるうちにまとめて御質問することに対して時間内でお答えをいただいで時間が余るとまたやるという、こういうやり方をいたしますので、立て続けに質問をしてお聞き苦しいかもしれませんけれども、ひとつ御容赦いただきたいというふうに思っています。

まず、私は前のときに大臣に、文部省が出す条文というのは一番模範的な条文、わかりやすい条文にしたいとお願いしたいという注文をつけました。大臣はこの条文をつくるにあたってその注文に

こたえてこの条文、この法律案をつくつたかどうかをまず一点お伺いしたいことが一つです。次に、条文を読んでいくうちに単純な疑問が出てきます。これはどうするんだろうかという単純な疑問です。

それは、この保健体育審議会が出しているこの答申を私は私なりに読んだんですが、文部省としてはこの答申に対する評価をどのようにし、この答申の位置づけをどのようにしてその結果としてこの法律をつくつたのか、そういふことが明確にされていなくて一つです。

次に、今まで文部省はスポーツに対する予算づけでいろいろなことがされてきたと思うんですが、今ここにこの基金が出てきてこの基金でもってスポーツを振興するんだと、こういうんですけれども、じゃ今までの予算措置とこの基金とどのような役割でどのような分担をしていくのか、つまり両者の関係をどのようにしていくのか、つまりこのところを一つ私はふつと疑問に思つたのです。続いて三つ目。全部で四つ伺いますので、申しわけありませんけれども続けて言つてまいります。

三つ目ですけれども、このスポーツ振興基金は二百五十億円という予算が急にほんと出てきました。前の芸術文化振興基金のときも五百億円というのがほんと出てきました。前に五百億円があるのですから今度も五百億円とれたらいいのになあというふうな思つたのですが、二百五十億円というこのお金の枠がどういう算定基準によつて出てきたのか。

また、この法律をつくるに当たつて文部省はどのようなビジョンをスポーツに持つているのか、そして本来であるならばどのぐらいの予算があるならばそのビジョンが一〇〇%できるのそのビジョンに対して今これしかないからそのビジョンのお考えがあつたんだとするならばこの二百五十億円というの一体何%なんですか。どうなん

でしょうか、多いんでしょうか少ないんでしょうか。私にしたら、去年五百億円取れたのどうして二百五十億円になるのかという大変単純な疑問です。そこが一つです。

その次に、今度の法律案を見ますと、いろいろなところに援助の対象が広がられています。例えば二十条をみますと、一では団体、そして一は三では選手、指導者です。いろいろなところに援助をするというふうに言われています。これだけ幅を広くしたら一体どうやつてどういふふうに分配しようとするのかという、先ほど公正で公平にという言葉がありましたけれども、やつぱりある種のルールというものを文部省はつくらなきゃいけないんであつて、先ほどの御回答を聞いていますと、何かもう一つの機関をつくつてそこで勝手にやつちやうんだという、そういうふうな聞き取れますので、一つのルールを持つていられるのか、そのルールをつくるという方策があるのか。

合わせて四つ伺いたたいというふうに思っています。○政府委員(野崎弘君) まず、条文の関係でございますが、これは、法律の条文ということになりますのでやつぱり全法律その統一の扱いが必要であるというところで、政府から出します法律案につきましては内閣法制局が全部これを審査する、こういうことでございます。したがつて、いろいろな見なれないような言葉もあるわけでございまして、それは、その法律の中の言葉としてそういう言葉を使いませんとほかの法律との整合性が出てこないというふうなこともございまして、そういうふうなやつぱり技術的な面もあるということをおひとつ御了解いただきたいと思っております。

それから、保健審の答申の位置づけということでございますが、現在の体育行政はこの平成元年の保健審の答申に沿つて私どもも行政を進めておるわけでございます。その中で、今提案しておりますスポーツ振興基金につきましても「スポーツ振興基金の設置について検討を進める」、こういう指摘がなされておりました、その線に沿つて検討を進めた結果今回法案を提出する段階に至つた、

こういうことでございます。

それから、国の予算と基金との仕分けでございますが、先ほどお答えいたしましたように、基金というのはやはり機動的あるいは弾力的な運営ができるということ、例えば選手に対するいろいろな援助ということになりますと、あるいはスポーツ等も勘案しながら援助ができる、あるいはスポーツ団体に對する援助にいたしまして、競技水準の向上のための合宿といつてもいろいろな合宿の形態があるわけでございますので、そういうスポーツ団体の実態に応じた援助というものが基金ではできるわけでございます。

一方、国の予算措置ということになりますと、どうしてもそこに単価をつくらなければならず、どうしてもその例えはオリンピックに選手を派遣するとか全体的な強化をするとか、あるいは遠征をする、そういうような面に限られるわけでございまして、考え方としては基金は機動的、弾力的なもの、そして国の方はやはり従来からやっておるわけでございますが、基幹的なものについての予算措置ということでは分けをしながら、そして国がやるべきものについては国としての必要なものを予算要求をしていく、このような考え方に立っておるわけでございます。

それから、二百五十億円ということでございますが、なぜ二百五十億円か。これは、私ももとしましては、大臣が先ほどからお答えしてありますように、芸術文化振興基金の五百億円というものが横に見ながら財政当局との折衝があったわけでございますが、やはり現在の財政の状況、そういう中で二百五十億円という数字が出たわけでござい

ます。このビジョンというのは大変難しいわけでございませぬけれども、やはり生涯スポーツの段階で押さえますと、これはそれぞれの市町村なり地域において実際のスポーツ活動が行われておるわけでございませぬ。それらを全部把握して行政を講ずるということとはなかなか難しいわけでございませぬ、私ももとしましては現状を少しでも一歩ずつでも

前進をさせていくということがやはり将来的なスポーツの大きな振興につながっていくのではないかと。その際のやはりねらうべき目標は何かといましますと、先ほど申し上げました「二十一世紀に向けたスポーツの振興方策」という関係者の答申、こういうものを十分頭に置きまして行政の方向性をそちらに置きながら施策を進めていくということでございます。

それから、配分がどうなのか、二百五十億円であつたとして団体とか選手、そういうところの配分ができるのかということでございますが、その辺につきましても、やはり限られた財源でございますので、その限られた財源を効果的に使っていく必要がある、このように考えておるわけでございませぬ。

具体的に申しますと、まず団体で申しますと、あるいは選手の場合もそうですが、まず申請を出していただきまして、それを審査し助成金を交付する、その審査の段階でスポーツ関係者なり文化人等からの審査組織を設けて配分をしていくということでございますが、やはり、今御指摘ございましたように、余り総花で薄くなつてもいかぬわけでございますので、効果的な配分ということも考へていかにやいなぬ、このように思っている次第でございます。

○笹野貞子君 質問と意見と一緒ですけれども、今御回答をいただいたんですけれども、今のお話を聞くと、それじゃ大臣の意思が反映できないという不信感が一つ。

それから、この予算を一つずつ一つずつというのはこれは泥縄式というふうにとつても構わないんじゃないかなというふうにも思いますので、そこら辺のところ。

やつぱりこういう法律をつくる際には大臣の方針というものがきちっと入れるように、それから予算をつくるにきちつとビジョンというものを私たちに示していただいて、今度の予算がオリンピックに勝つための選手を強化するためにどのぐらいの人数とどういう方法が必要でそのために一人当

たり幾らになるというその計算を後ほどいただければ大変幸せだと思ひます。

○国務大臣(保利耕輔君) ただいまいろいろ御指摘をいただきましたが、また局長から御答弁をさせていただきます。先ほど申し上げたように、まずこの基金につきましても、補正予算の中で二百五十億円計上させていただきます。昨日御可決いただき、本日また法案を御審議いただいているわけでございませぬが、先ほど申し上げましたとおり緊急性ということも余り申しましたためにいわゆる生涯スポーツの方についての配慮がちょっと欠けているかなという感じがいたしますけれども、内容的には資金の配分等は生涯スポーツにも配分をされていく、そのように承知をされているわけでございませぬ。

同時にまた、長い目で見まして、例えば「二十一世紀に向けたスポーツの振興方策について」という審議会答申を御覧になって、これの財政規模が不明確ではないかと先ほど御指摘をいただいた点等は私も重要な御指摘だと考えております。この答申に沿つた将来ビジョンの設計図はどうかというふうにかかれていくんだということ、これから我々が一生懸命協議をして一つのビジョンというものをきちんと明確につくり上げていかなきゃならないだろつと思ひます。その際は、先ほども申し上げましたとおりいろいろな省庁がスポーツ関係には関与しておりますので、こうした省庁との連携をとりながらなかつたこの審議会答申に沿つたような一つの設計図、例えば建設省はそこでどういふ役割を果たすのであろうか、あるいは農林水産省はどうか、あるいは建設省はどうか、あるいは農林水産省はどうかという役割を果たすのかという点を勘案しつつ、なおスポーツ振興に関する理念については文部省が主導的な役割をとりながら、こうしたビジョンを描いていくべきだと私は考えております。

○小西博行君 私と同じように時間が少ないんですが、大変素朴な質問を二、三点させていただきます。先ほどお答えを願ひたいと思ひます。まず第一点ですけれども、先ほどから同僚委員

の方からもいろいろ御意見がございましたように競技能力、一番大きなはオリンピックだと思ひますが、そういうようなところでなかなか金メダルがとれないとか、最近全体に非常に弱くなつていふ風潮があるように今いろいろな方がおつしやるし、私もそういうふうにも思ひますが、本当に競技力を身につけて世界の中でいい成績を上げるための条件といふのは一体何だろつか。そういう意味では、今回の法案ではこの法案が通過したらほとんど勝てるという感じが美はしないわけですが、しかしベストよりもペターでもやらなきゃいけない、そういうような認識はしております。賛成でありませぬけれども、今言つたように勝つための条件といふのは一体何だろつ、それをまずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(保利耕輔君) 勝つための条件というのがきちんと明確にわかつておりますとそれをクリアして日の丸をたくさん上げるといふことになるのかもしれませぬ。

私自身も必ずしも自分自身でわかつていふかはわかりませぬけれども、スポーツ関係者、特に一流の選手でありますとか、あるいはかつて一流の選手だつた方々と接していろいろお話も聞いてみますという、いろいろとトレーニングは積んできた、科学的な手法もやつた、体力もつた、最後は何だといふとやはり精神力が若干ある、こういうお話もございました。じゃ精神力とは何だといふと、私も選手生活をやっていて非常に感じたことがありますけれども、試合をやるときに上がつて実力が出せなかつたということがあります。そういう意味で言ひますればたくましさといひますか、そういうものをつけていくことが必要だと思ひます。

それをやるにはどうしたらいいかといひますと、日本の中でお山の大将になつていふだけではだめでありまして、やつぱり世界の一流選手におつかつてみる、そしてその結果がどういふことになるかといふことを身をもって体験をしながら、

その中で自分自身で考えながら一つの気持ちとい  
いますか、それにおつかつていく精神というものを  
養つていくという、そういう場が必要だろうと思  
つております。

したがって、関係者にいろいろ聞いてみま  
すという、やはり対外試合をもつとやるべき  
だ、そして対外試合をやるためのいわゆる合宿と  
いうものをもつとやるべきだという御意見があつ  
たと思つております。ところが現在考えられる手つ取り  
早いと思つて、一番端の手法ではないかな  
と、このように考えております。

○小西博行君 私は具体的に大学で重量挙げとそ  
れからヨットの部長をずっとやらせてもらつたこ  
とがあるんです。恐らくこれは国立も含めてだ  
と思つて、運動部の予算というのは、少  
うに少ないものなんです。私の総長もおられま  
すから余り言われませんが、それにしても、例え  
ばヨット部あたりで、重量挙げもそうですが、年  
間二十万円前後だと思つて、これは恐らく地元  
の広島大学でもその程度だと思つて、大体二  
種ありまして、四七〇級とスナイプ級と、これは  
三艇ずつが一組になりますので六艇はベストの船  
がないと。大会へ持つていかなくやいけないん  
です。どこの大会であろうと自艇参加なんです。  
あとはもちろん大勢の選手がいるわけですから、十  
艇とか十五艇とか持つていくわけですね。そうし  
てみますと、実はこれはなかなかの個人負担にな  
るわけなんです。だから部長の仕事というのは、でき  
るだけ応援してもらえらる会社から寄附金をいた  
だく、野球も多分そうだろうと思つて、そういう  
そういうような感じになりますからきゅうきゅう  
として合宿の費用を浮かさなきゃいけない。

そういう意味で、これは新聞にたまにま出で  
つたんですけれども、オリンピックの強化合宿で  
すか、カリッが足りない食事を出しているとい  
うのが出ていますね。読売新聞。十二月十六日  
です。「栄養足りない」「カネ足りない」という記事。  
オリンピックの合宿というのは相当な名選手が集

まっているんだらうと思つて、五千円の予  
算がかかることを二千円ぐらいでやつていたと  
か、それからビタミンの何が足りないとかそ  
ういふ記事が、これは事実かどうか新聞には一応出  
ておりますね。調査した結果も出ていますからま  
間違いのないだらうと思つて、

そのように運動選手に実力をつけるというの  
は、今はもうマラソンでもバレーでも何でもそ  
うですが、ほとんど民間の会社の中で相当予算を  
かけて徹底的にやる。それでも今大臣言われたよう  
に国際試合になるとなかなか実力が発揮できな  
い。これは子供のときから、やっぱりそういう国  
際試合というのが極端に少ないですね、日本の場  
合は。私は例のビヨン・ボルクに間接的にいろ  
ろお話を聞いたら、やっぱり国が近いですからし  
よつちゅう国際試合をやつて、その中でだん  
だん強くなつていく。そういうような何か相当な  
ことを考えないと国際試合に強くなるというの  
非常に難しいなというのを私はつくづく思つて  
おりました、お金の面も食事の面もですが、そ  
ういふ機会をもう少し与えるような形をとらな  
い恐らくこのぐらのお金ではどうにもならぬの  
はないかなという感じがするんですが、この辺は  
具体的に何か考へ方はございますか。

○政府委員(野崎弘君) 先生の御指摘のような  
点がありまして、確かに今まで日本の選手養成とい  
うのは学校とか企業に頼つて、面が太狭多かつ  
たわけでございます。

そういう中で従来、国の補助金というのはナ  
ショナルチームが集まつてやる合宿についての補助  
をしてきた。やはりこれは競技種目ごと、いろ  
ろなやり方があるわけでございます。そういう  
状態に合った対応が必要であるというところで今  
スポーツ振興基金の提案をさせていたで、  
スポート振興基金の提案をさせていたで、  
わけでございます。これが成立いたしますと相  
当のいろいろなスポーツ団体の実態に応じた支援が  
できるんじゃないかと思つてございます。

現在、業務の中でスポーツ団体の行つた「合宿  
の他の活動」というのがございますが、実は「そ  
の他の活動」の中にはそういう対外的なもの  
も含めて考えておるわけでございます。先生御  
指摘のような点はこのスポーツ振興基金の中  
でも十分生かしていきたいと思つております。

○小西博行君 平成六年、あと四年ですが、広  
島でアジア大会が開かれますが、この間の中国の大  
会なんかを見ると大変だ。広島だけでほと  
もできるはずもございませんし、何としても文部  
省の関係でいいますと大学あたりの協力も相当  
ただかなければという方向で、今私もメン  
バーの一人をやつておるわけですね。

そういうことをいろいろ見てみましても、相  
当思ひ切つたことをこれからやらなかつていくん  
だ選手というのは年々少なくなつていくんでは  
ないか、そういうふうな思ひ切つたので、特に優秀  
OBの方、選手生活をやられて後のOBの方が安  
心して指導ができるようなそういう体制づくりを  
していかないとだめじゃないか。学校の中で小  
学校、中学校のときにいろんな教育をするとい  
つたこれは知れたものだと思いますし、外国を見  
ますと、みんなクラブがありましてそのクラブで  
頑張つておるわけですね。ニュージランドあたり  
はちょっと小高いところへ上がりますとラグビー  
のコートがたぐささんあります。そこまではな  
か大変でしょうけれども、やっぱりそういうよう  
な総合的な部分でこれから民間の力もかりなが  
らやつていかないととても無理ではないか、  
そういうのが率直な私の気持ちなんですけれど  
も、ぜひとも頑張つて、全体の省庁あるいは民間  
をどういう形で動かしたら外国でやつているよう  
なああいうすばらしい環境ができるのか、その点  
をぜひとも考えていただきたいと思つて、

これでは終わりたいと思つて、最後に大  
臣の決意をお願い申し上げます。

○国務大臣(保利耕輔君) ただいま御指摘のよう  
に文部省のみならず各省庁、それから私は地方公  
共団体も入れるべきだと思いますが、そういう  
ところのいろいろな協力のもとに特に先生御指摘  
のようないわゆる地方の体育クラブのようなもの

をたくさんつくつていって、その中から選手の卵  
が出てきてそれが中央大会へ出て大きな成果を  
上げるという、そういう一つの図式というものが  
やはりスポーツの中では考えられるべきではない  
か、このように考えておるわけでございます。

○委員(下稲葉耕吉君) 他に御発言もなけれ  
ば、質疑は結局したものと認めて御異議ござい  
せんか。

○委員(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認めま  
す。

○委員(下稲葉耕吉君) 全会一致と認めま  
す。それでは、これより討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願  
います。別に御発言もないようですから、こ  
れより直ちに採決に入ります。  
日本体育・学校健康センター法の一部を改正す  
る法律案に賛成の方の挙手を願います。  
(賛成者挙手)  
○委員長(下稲葉耕吉君) 全会一致と認めま  
す。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決  
すべきものと決定いたしました。  
粕谷君から発言を求められておりますので、こ  
れを許します。粕谷君。  
○粕谷照義君 私は、ただいま可決されました法  
律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同  
公明党、国民会議、日本共産党、連合参議院、民  
社党、スポーツ・国民連合の各派共同提案による  
附帯決議案を提出いたします。  
案文を朗読いたします。  
日本体育・学校健康センター法のの一部を  
改正する法律案に対する附帯決議(案)  
政府は、スポーツの一層の振興を図るため、  
次の事項について特段の配慮をすべきである。  
一 スポーツ振興法の精神にのっとり、長期  
的、国際的な視点を踏まえ、競技スポーツ、

生涯スポーツ、国民の健康増進等の立場に立って、その策定、実施に努めること。

二 スポーツ振興基金については、競技スポーツの一層の振興及びその裾野の拡大を図るために、今後ともその拡充に努めること。

三 スポーツ振興基金による援助に当たっては、スポーツ団体の自主性を尊重するとともに、優秀なスポーツ選手等に対しては、その生活、進路等に関する調査研究、相談を併せ総合的に行うこと。

なお、審査機関の委員の選任に当たっては、広く関係者の意見が反映されるよう配慮すること。

四 選手強化及び国民の健康増進に資するよう、スポーツ科学の研究推進に一層努めること。

五 女性の競技スポーツ、生涯スポーツ等の振興を図るため、スポーツに関する審議会等の委員、指導者等への女性の積極的な登用、施設設備の拡充等諸条件の整備に努めること。

六 日本体育・学校健康センターが、生涯スポーツ、国民の健康増進等に寄与してきたことにかんがみ、スポーツ振興基金を所管するに当たっても、その機能が一層発揮されるよう必要な人員の確保等条件整備を図ること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいま粕谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(下稲葉耕吉君) 全会一致と認めます。よって、粕谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、保利文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。保利文部大臣。

○国務大臣(保利耕輔君) 本日は法案を御可決いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(下稲葉耕吉君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化及び学術に関する調査のため、明年一月十六日から十八日までの三日間、佐賀県及び大阪府へ委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、ま

つしましては、派遣委員等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後四時十四分散会

十二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案

日本体育・学校健康センター法の一部を改正

する法律案  
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「運営」の下に、「スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助」を加える。

第四条第二項に後段として次のように加える。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十五条の二第一項のスポーツ振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第四条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭以外の財産を出資の目的として、センターに追加して出資することができる。

第二十条第一項第一号の次に次の三号を加える。

一 二 スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう)が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動

ロ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究会又は講習会の開催

一 三 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは実際生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

一 四 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

第三十二条中「センターは」の下に、「第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。(スポーツ振興基金)

第三十五条の二 センターは、第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るためにスポーツ振興基金(以下「基金」という)を設け、第四条第二項後段の規定により政府が示した金額と基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第五十一条第四号中「運用した」を「運用し、又は第三十五条の二第二項において準用する第三十五条の規定に違反して基金を運用した」に改める。

附則  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

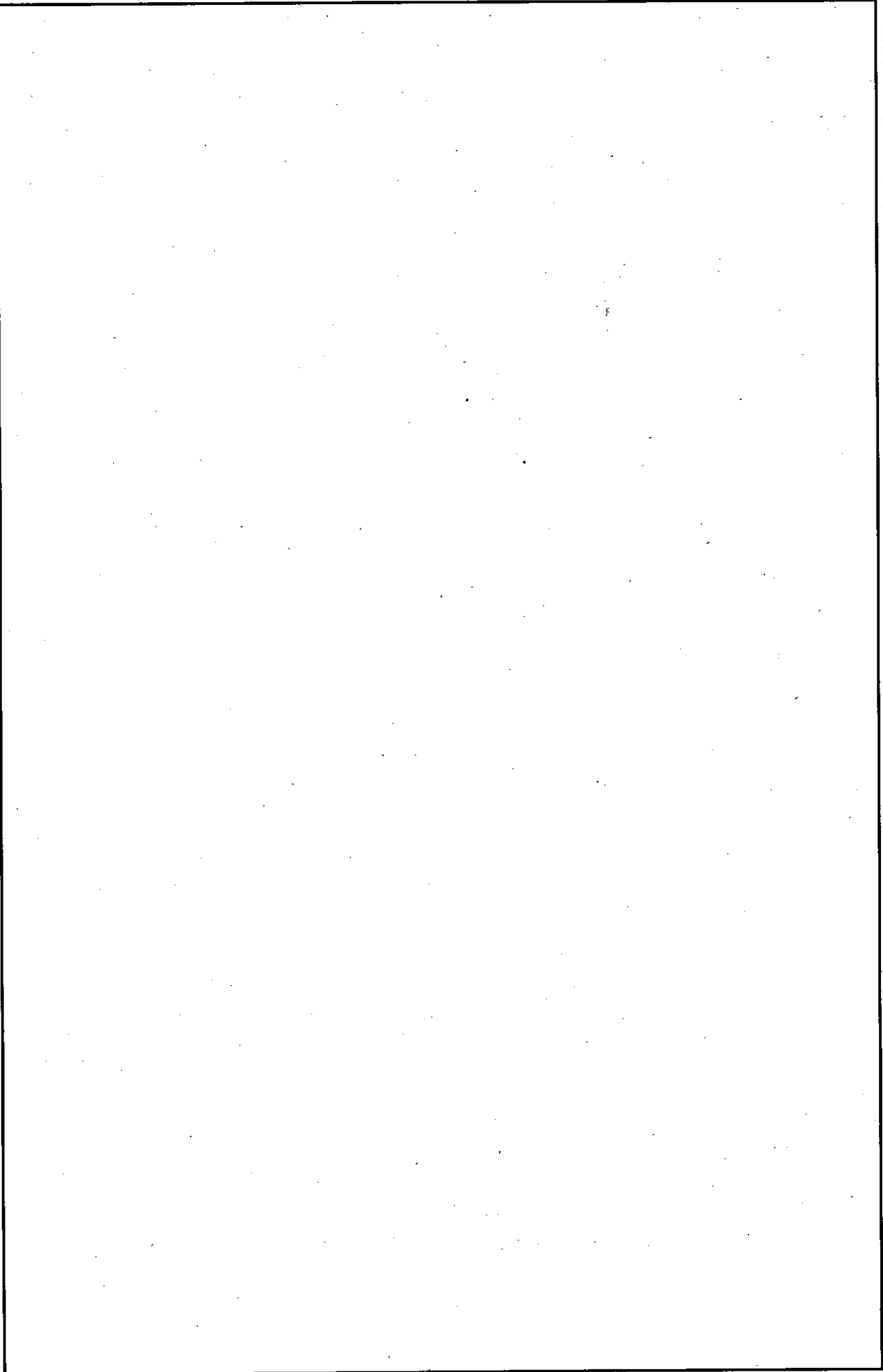
十二月十八日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十二月十一日)

一、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案

正する法律案

正する法律案





平成二年十二月二十六日印刷

平成二年十二月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K